

厚生労働省三重労働局発表
令和4年11月21日

【照会先】

三重労働局労働基準部賃金室
室 長 久保田 洋一
賃 金 係 牧野 真矢
(電話) 059 (226) 2108

報道関係者 各位

3業種の三重県特定（産業別）最低賃金が 令和4年12月21日から改正発効されます。

三重労働局長（金尾文敬）は、三重地方最低賃金審議会に対して諮問を行った特定（産業別）最低賃金の改正決定について、同審議会から10月21日に三重県電線・ケーブル製造業など3業種に係る特定（産業別）最低賃金をそれぞれ現行額より下記のとおり引き上げる答申を受け、本日、官報公示を行いました。

記

【改正額】

（1）三重県電線・ケーブル製造業最低賃金

時間額 970 円（現行額 942 円、引上げ額 28 円、引上げ率 3.0%）

（2）三重県電気機械器具等製造業最低賃金

時間額 952 円（現行額 927 円、引上げ額 25 円、引上げ率 2.7%）

（3）三重県輸送用機械器具等製造業最低賃金

時間額 987 円（現行額 962 円、引上げ額 25 円、引上げ率 2.6%）

※ 最低賃金について

最低賃金は、最低賃金法に基づき定める賃金の最低額で、産業や職種に関わりなく、すべての労働者に対して適用される三重県最低賃金と、特定の産業について定める特定（産業別）最低賃金があり、セーフティネットとしての役割を果たしています。

特定（産業別）最低賃金は、三重県内には7業種設定されておりますが、そのうち今回3業種について、最低賃金額の改正が公示されました。

なお、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」及び「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているため、三重県最低賃金が適用されます。